

平成25年6月19日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

入札参加資格停止措置業者名	所在地
日本管財 株式会社	兵庫県西宮市六湛寺町9-16

2 入札参加資格停止措置期間 平成25年6月19日から平成25年9月18日（3カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

日本管財(株)は、公共工事発注機関に対して、入札参加資格確認申請書の添付書類として必要な経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書（以下「結果通知書」という。）について、平成23年3月31日審査基準日の「結果通知書」を平成24年3月31日の「結果通知書」に改ざんしたものを提出した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、平成25年4月23日、建設業許可部局である近畿地方整備局から監督処分（15日間の営業停止処分）を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第75条第1項別表第4第12項「建設業法違反」に該当する。

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第75条第1項別表

措置要件	期間
別表第4第12項イ 「建設業法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けたとき。」	当該認定をした日から 3カ月以上9カ月以内